

広島県告示第三百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を廃止した事業所	廃止年月日
	名 称	所在地		
特定非営利活動法人和	東広島市黒瀬町川角五四五番地二	なごみ	東広島市黒瀬町川角五四五番地二	平成二十二年三月三十一日